

さめき水田営農だより

平成23年度からの農業者戸別所得補償制度の概要についてお知らせします。



① 米に対する助成

① 米の所得補償交付金

生産調整に対するメリット措置として、米の生産数量目標に従って生産を行った場合に、標準的な生産費と標準的な販売価格の差額分に相当する交付金が国から直接交付されます。

【交付対象者】

米の生産数量目標（面積換算値）に従って生産を行った販売農家・集落営農

- ※ 販売農家については、水稻共済加入者又は当然加入面積以下の者等は販売実績がある者
- ※ 集落営農については、代表者を定めた規約を作成し、対象作物について共同販売経理を行っているもの

【交付単価（全国一律）】

15,000円/10a

※交付単価はH22モデル対策で算定した額

【交付対象面積】

主食用米の作付面積から、自家消費米相当分として一律10a控除して算定

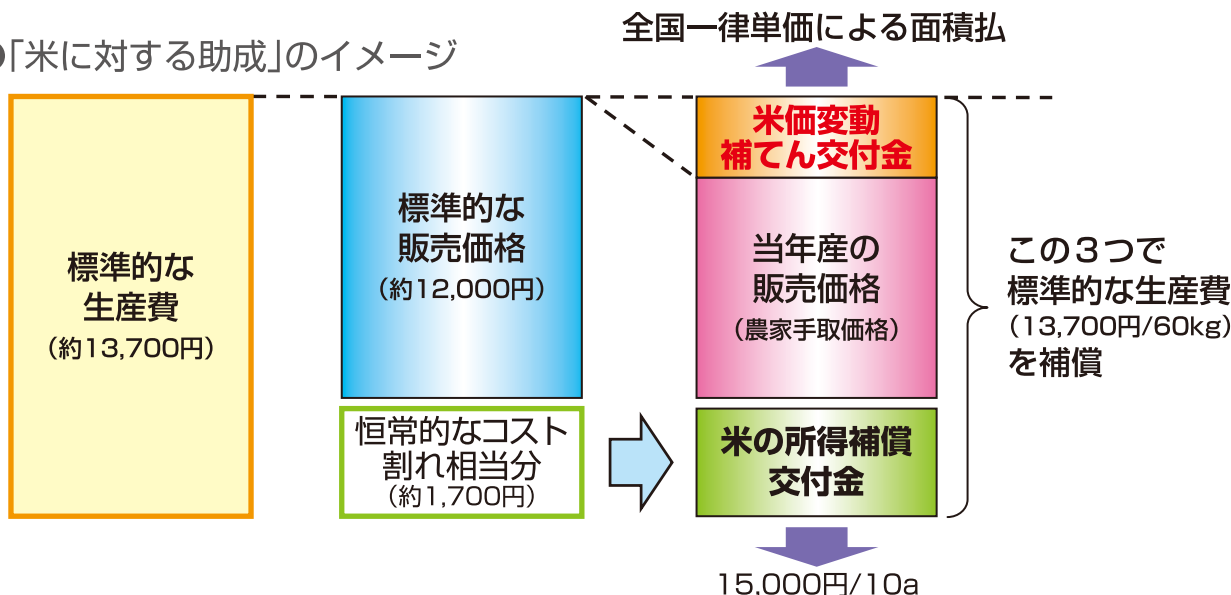
- ※ 集落営農は、農業共済資格団体として水稻共済に加入すれば、組織全体の主食用米の作付面積から10a控除

② 米価変動補てん交付金

①と合わせて標準的な生産費を補償するものとして、「当年産の販売価格」が「標準的な販売価格」を下回った場合に、その差額分が国から直接交付されます。

各年度の価格変動を適切に反映するため、当年産の販売価格は翌年3月までの平均価格を使用し、交付金は翌年度の5～6月頃に支払予定。

●「米に対する助成」のイメージ



② 畑作物の所得補償交付金

食料自給率向上に向けて、麦、大豆、そばなどの畑作物の生産数量目標に従って生産を行った販売農家・集落営農に対して、標準的な生産費と標準的な販売価格の差額分に相当する交付金が交付されます。

交付金の支払いは数量払を基本に、営農を継続するために必要最低限の額を前年の生産面積に基づき面積払で先に交付される仕組みです。

【交付対象者】

対象作物の生産数量目標に従って生産を行った販売農家・集落営農

※ 販売農家については、販売実績がある者又は対象作物の共済加入者

※ 集落営農については、代表者を定めた規約を作成し、対象作物について共同販売経理を行っているもの

① 数量払

全算入生産費を基本に算定した標準的な生産費と標準的な販売価格との差額分が数量当たりの単価で国から直接交付されます。

また、品質向上の動機付けのため、品質区分による加算が設定されています。

【交付対象作物・数量】

麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょ、そば、なたねの当年産の出荷・販売数量

【交付単価（全国一律）】 ※ 営農継続支払を受けた者は、その交付額を控除して支払

【麦類】	品質区分 (等級/ランク)	1等 (円/60kg)				2等 (円/60kg)			
		A	B	C	D	A	B	C	D
	小麦	6,450	5,950	5,800	5,740	5,290	4,790	4,640	4,580
はだか麦	7,890	7,390	7,240	7,150	6,320	5,820	5,670	5,590	

※A～Dランク：たんばく質の含有率等の違いで区分

【大豆】	品質区分(等級)	(円/60kg)		
		1等	2等	3等
	一般大豆	12,170	11,480	10,800
特定加工用大豆	10,120			

※特定加工用大豆：豆腐等、製品の段階で大豆の原形をとどめない用途に使用する大豆

【そば】	品質区分(等級)	(円/45kg)			
		1等	2等	3等	等外・未検査
そば		16,870	16,160	15,360	12,150



② 営農継続支払

農地を農地として保全し、営農を継続するために必要な最低限の経費が賄える水準で前年産の生産面積に基づき国から直接交付されます。

【交付対象者】

数量払の交付申請を行う者であって、前年産の生産面積がある者

※ 前年産の生産面積がない場合は、数量払のみの交付となります。

【交付対象面積】

麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょ、そば、なたねの前年産の生産面積（**農業者の生産数量を県の実単収で換算した面積**）

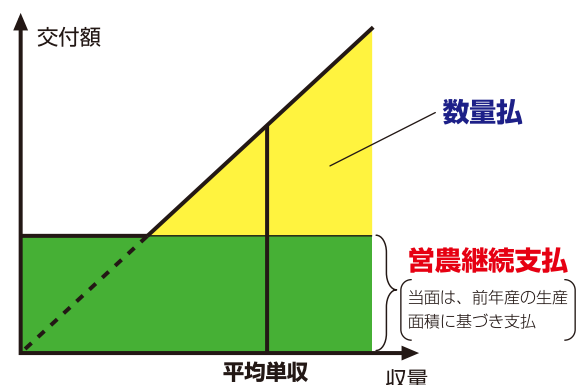
【交付単価（畑作物共通）】

20,000円/10a

※畑作物の所得補償交付金の支払いは、面積払を先に支払い、その後、対象作物の販売数量が明らかになった段階で数量払の額を確定し、先に支払われた面積払の金額を差し引いた額を追加で支払う仕組みです。



●畑の所得補償交付金のイメージ



③ 水田活用の所得補償交付金

食料自給率向上に向けて、水田を有効活用して麦、大豆、飼料用米等の生産拡大を図るため、主食用米並みの所得を確保し得る水準の交付金（全国統一単価）が面積払により国から直接交付されます。

【ポイント】

- ① 22年度のモデル対策と同一の単価により、生産現場の安定的な取組を支援
- ② 地域の実情に即して、戦略作物の生産性向上の取組等を支援する「**産地資金**」を創設

【交付対象者】

販売目的で対象作物を生産する販売農家・集落営農

【交付単価（全国一律）】

① 戦略作物助成

(円/10a)

対象作物	交付単価
麦、大豆、飼料作物	35,000
米粉用米、飼料用米、WCS用稲	80,000
そば、なたね、加工用米	20,000

※ 実需者等との出荷・販売契約等を締結すること、出荷・販売することが要件



② 二毛作助成

15,000円/10a

水田における主食用米と戦略作物、又は戦略作物同士の組み合わせによる二毛作に対して助成されます。

③ 耕畜連携助成

13,000円/10a

耕畜連携の取組（飼料用米のわら利用、水田放牧、資源循環）を行う農業者に対して助成されます。

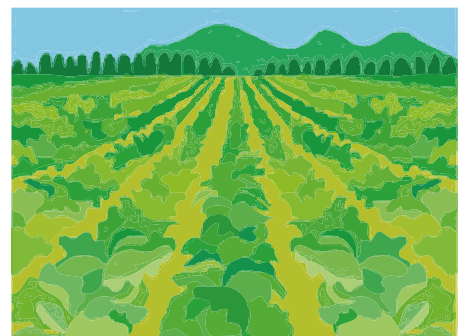
※ 別対策で措置してきた耕畜連携粗飼料増産対策事業が一元化されました。

● 産地資金

- 地域の実情に即して、麦・大豆等の戦略作物の生産性向上、地域振興作物や備蓄米の生産の取組等を支援
- 資金の活用に当たっては、農業者戸別所得補償制度の円滑な導入を図る観点から、畑地を対象とすることも可能

【産地資金の基本的運用】

- ・ 国から県に配分する資金枠の範囲内で、県が助成対象作物・単価等を設定
- ・ 県の判断によっては、地域段階の協議会に枠を配分し、それぞれで支援内容を設定することも可能
- ・ 交付金は国から農業者に直接交付されます。

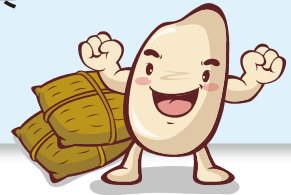


● 産地資金の活用方法は次のページからご覧ください。

本県における産地資金の活用方法(暫定)の概要

●活用方法の基本的な考え方

- 地域の実情や意向を踏まえ、主な活用方法について、県域で設定
 - ① 全国的に米の消費量が低迷する中での生産調整の円滑な推進
 - ② 担い手の経営安定による本県水田農業の維持・発展
 - ③ 「さぬきうどん」や「みそ」等の原料となり、本県水田農業の基幹作物である「麦類」の生産振興
 - ④ 主要な産地を形成している園芸作物の重点的な生産振興を目的として、産地資金の活用について検討
- なお、地域の実情に即した地域特産物の生産に配慮し、資金枠の一部を地域へ配分



①備蓄米生産助成

生産数量目標の減少や農業者の水稻の作付意向に配慮し、備蓄米の生産に対して米の所得補償交付金相当額を助成

【助成対象者】

備蓄米を生産するとともに、売渡人(JA)へ出荷する米の生産調整実施者

【助成対象面積】

契約数量からの換算面積
(買入対象米穀生産者等別内訳書の換算面積)

【助成単価】

15,000円/10a



②麦担い手集積加算

これまでの担い手に対する施策を踏まえ、担い手(集落営農、認定農業者)が集積(自作地を含む)した麦作付面積に対して加算

【加算対象者】

販売目的で麦類を生産する集落営農・認定農業者

※ 農業者戸別所得補償交付金の交付申請時までに加算対象者の資格を有すること。
ただし、平成23年度に法人化する「集落営農の法人化支援」対象法人はこの限りでない。

【加算対象面積】

平成23年産の麦類(二毛作を含む)の水田・畑における作付面積 ※畑での種子麦の作付面積は除く。

【加算単価】

3,000円/10a

※ 集落営農法人・認定農業者が法人格を有する場合は、**2,000円/10a** を加算

③麦作拡大加算

実需者ニーズに即した効果的な生産拡大に向け、新規に麦を作付拡大した面積に対して加算

【加算対象者】

販売目的で麦類を生産拡大する販売農家・集落営農

【加算対象面積】

平成22年産から23年産の麦類(二毛作を含む)の水田・畑における作付拡大面積

※ 畑での種子麦の作付面積は除く。
※ 集落営農を脱退した場合などは拡大面積の算出にあたり、その実績を考慮

【加算単価】

11,000円/10a

④大豆担い手集積加算

これまでの担い手に対する施策を踏まえ、担い手（集落営農、認定農業者）が集積（自作地を含む）した大豆作付面積に対して加算

【加算対象者】

販売目的で大豆を生産する集落営農・認定農業者

- ※ 農業者戸別所得補償交付金の交付申請時までに加算対象者の資格を有すること。
- ただし、平成23年度に法人化する「集落営農の法人化支援」対象法人はこの限りでない。

【加算対象面積】

平成23年産の白・黒大豆(表作のみ)の水田・畑における作付面積 ※畑での黒大豆の作付面積は除く。

【加算単価】

3,000円/10a

⑤主要園芸品目助成

主要な園芸品目（産出額の上位9品目）の産地の活性化に向け、その作付面積に対して助成

【助成対象者】

販売目的で9園芸品目を生産する販売農家・集落営農

【助成対象面積】

平成23年産の9園芸品目(表作のみ)の水田における作付面積

【助成単価】 ※H22モデル対策と同単価で設定(円/10a)

対象園芸品目	交付単価
フロッコリー、アスパラガス	15,000
青ネギ、イチゴ、キュウリ	13,000
レタス、トマト	10,000
ニンニク	8,000
タマネギ	5,000



⑥地域特産物助成

地域の裁量により、各地域水田農業推進協議会が選定した地域特産物の生産安定に向け、その作付面積に対して助成

●詳細は、各地域水田農業推進協議会へご確認ください。

産地資金の留意事項

- ① 国との正式協議が5月以降に行われることとなり、国の指導などにより、**各助成・加算措置の単価が増減する場合があります。**
- ② また、正式協議後も**作物別の作付実績により、資金枠が不足した場合、単価が減額調整される場合があります。**

規模拡大加算

- 農業の生産性の向上を図るためには、小規模で分散している農地を面的に集積（連坦化）し、農地の規模拡大を加速することが重要です。
- このため、「農地利用集積円滑化団体」が農地の出し手と受け手の間に入って、面的集積（連坦化）された農地に利用権を設定し経営規模を拡大した場合に、加算金が交付されます。

【対象農地】

戸別所得補償制度加入者が、農地利用集積円滑化事業により、面的集積（連坦化）するために新たに利用権設定（設定期間6年以上）をした農地

※ 戸別所得補償制度の対象となっていない飼料作物（畑）、野菜、果樹等を栽培する農地については、戸別所得補償制度への加入・非加入にかかわらず、特例措置として交付対象となります。

【交付単価】

20,000円/10a

※ 利用権設定面積に応じて、設定した年度に交付

5

再生利用加算

- 自給率向上のためには、耕作放棄地を解消し、戦略作物の生産を行うことが重要です。
- このため、再生利用計画に従って、畑の耕作放棄地に自給率向上効果の高い麦、大豆などを作付けて、その生産の定着・拡大を図る取組に支援が行われます。

【対象農地】

・市町・農業委員会が耕作放棄地全体調査、農地利用状況調査により把握している耕作放棄地
・「調整水田等の不作付地の改善計画」に作付困難と記載された農地のうち畑転換するもの

【交付対象者】

対象農地に、麦、大豆などを作付けて営農を継続することが確実と認められる者

【交付単価】

項目	平地	条件不利地
畑	20,000	30,000

※ 平地・条件不利地の条件に応じて設定し、最長で5年間交付

6

農業者戸別所得補償制度営農計画書について

昨年と様式が若干変更しているところがありますので、ご注意ください。記入してください。

営農計画書の記入は、ご自分の経営を見直す機会です。経営や作業の効率等を検討しながら、作物を選択し、今年の営農計画を立てましょう。

変更点(1)

水田・畑区分を追加：新規に借り入れた場合等で、営農計画書に筆を追加する場合は、水田・畑区分に数字を記入。水田の場合は、「1」、畑の場合は「2」

変更点(2)

交付対象水田の可否を追加：「*」が付いていない水田については、原則として米戸別所得補償及び水田活用の所得補償交付金の対象とならないので注意してください。なお、畑作物の戸別所得補償交付金の数量払いの対象とはなりません(対象品目：麦、大豆、そば、なたね)。

変更点(3)

麦、大豆などの畑作物の生産数量目標の欄を追加

※記入例(イメージ)の対応する番号の部分を見てください。



記入例(イメージ)：太枠で囲んだ部分を中心に記入して下さい

平成23年度(産)生産調整方針参加申出書及び水稲等生産実施計画書(兼)農業者戸別所得補償制度営農計画書(兼)水稲共済細目書異動申告書(生産調整方針作成者提出用)

組合名	地区名	組合員コード	生産調整方針作成者	市町コード	地区コード	集落コード	農家番号	農家氏名	電話番号
カガワケンウキョウ	1 0 1	1 2 3	2 1 2	1 0 2 0	カガワ	イチロウ	(8 3 1) 1 1 1 1		
農地番号	所在地	面積	水稲作付面積	水稲以外の作付面積	作物名等又は水稲品種	水稲補付予定月日	前年度共済実績	備考	
0 0 0 1	バンチョウ1 (1000)	9 5 0	9 5 0	9 5 0 *	② コシヒカリ(はだか麦)	5/3	9 5 0	Y 800	
0 0 0 2	バンチョウ2 (800)	7 6 0	7 6 0	7 6 0 *	③ コシヒカリ(飼料用ソルガム)	5/3	7 6 0	Y 800	
0 0 0 3	バンチョウ3 (300)	2 3 0		2 3 0 *	④ ナス 家庭菜園	/		P 433	
0 0 0 4	バンチョウ1 (2000)	1 9 1 0		1 9 1 0 *	フロッコリー 10月	/		1 430	
0 0 0 5	サイワイチョウ1 (500)	4 8 0		4 8 0 *	⑤ 大豆(はだか麦)	/	4 8 0	Y 800	
0 0 0 6	サイワイチョウ1 (1200)	1 1 5 0		1 1 5 0 *	はだか麦	5/3		2 800	
0 0 0 7	サイワイチョウ1 (900)	8 4 0	2 4 0 (6 0 0)		ヒノヒカリ(小麦)	6/5		Y 800	
1	赤町1 (500)	4 6 0	1 5 0 (3 0 0)		ヒノヒカリ(小麦)	6/5			
2	赤町2 (1100)	1 0 5 0		1 0 5 0	小麦	/			
合計		6 3 2 0							

(記入上の注意) 1. 農業者は、太枠の枠内のみに記入して下さい。
2. 自ら生産調整方針を作成している農業者は、生産調整方針作成者を修正して下さい。
3. 交付対象水田(戸別所得補償交付金の交付を受けることができる水田：*印で示す)の可否は、これまでの生産調整の取組状況により判断しています。

農業共済	耕地引当率	水田面積	水稲作付(引当)面積	基準収穫量	引当収量	個人選択共済金額	円	前年度実績	
								米の生産数量等	米の作付面積等
合計欄								数量目標	補正後の数量目標

新規農業米	出荷・販売契約数量		生産予定面積	
	WCS用稲	米	kg	m ²
米粉用米				
飼料用米	3 0 0	6		
その他				
加工用米				
備蓄米	1 5 0	3		
合計				

その他の注意点

1. 農地を新たに追加する場合には、地権者との利用権設定又は農作業受委託契約書（使用収益等を伴う契約が対象）の写しが必要です。
2. 飼料用米や備蓄米などに取り組み場合は、特定した水田面積の合計と生産予定面積は必ず一致させてください。なお、主食用品種で取り組み、JAに出荷する場合で、特定した水田が万が一収穫皆無になっても主食用米と同時に収穫・乾燥・調整を行うことから、契約した数量（作柄等により調整されることがあります）は出荷することとなります。
3. 秋冬作物などで、作付予定が変更となった場合は、地域水田農業推進協議会にご連絡ください。
4. 営農計画書の記入について、地域独自の記入方法がある場合は、そちらに従ってください。



記入にあたっての注意事項

- ① 作物名等及び水稲品種、面積を記入。水稲の場合は植付予定月日を記入。
- ② 二毛作の場合は、裏作を（ ）書きで記入。ただし、水稲との組合せでは、水稲が表作になります。
- ③ 自家消費用の野菜は交付対象外（販売しないため）なので、野菜名のあとに「家庭菜園」を追加。
- ④ 夏場（7月1日）に作付していない秋冬作物等は、予定作物名、収穫時期を記入。
- ⑤ 戦略作物同士の組み合わせによる二毛作を行う場合は、どちらの作物を表作にするか裏作にするかの選択が可。
- ⑥ 飼料用米や備蓄米を作付けする場合は、水田の特定を行い、記入に当たっては、
1) 飼料用米：飼
2) 備蓄米：備
を品種名のあとに記入して、面積は、水稲作付面積の欄に（ ）書きで記入。
- ⑦ 飼料用米や備蓄米等を作付けする場合は、契約数量、生産予定面積を記入。
- ⑧ JAとの出荷契約数量又は、実需者と直接契約している場合は実需者との契約数量を記入。

7

水稲の品質向上対策～「さめき米」の名声の復活を目指して～

香川県産米は、食味も品質も良いことから、以前は非常に人気がありました。

しかし、現在では、温暖化による極端な品質低下等により、米穀業者の県産米買取意向に陰りが出ている。

以前のような「さめき米」の名声を復活させるために、品質・食味の向上が必要です。

◎田植時期の適正化

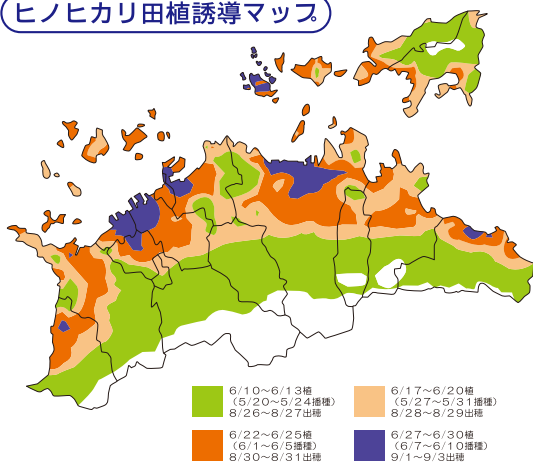
品質を向上させるために最も重要なのが、品質低下に影響が大きい出穂期以降の気温を下げるための田植時期の適正化です。

香川県の田植最盛期は、早期水稲の普及などにより、昭和55年産の6月19日と比べて、平成21年産では6月12日と、7日早くなっています。

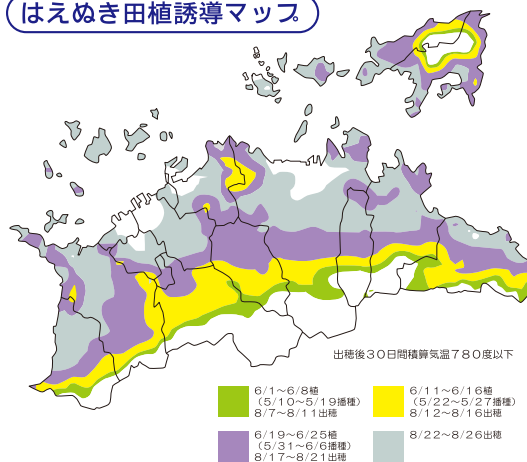
出穂期以降の高温が原因の白未熟粒（乳白、基部未熟、背白等）の多発による品質低下を避けるために、「ヒノヒカリ」や「はえぬき」などの普通期水稲については、下の田植誘導マップに基づいた田植時期の見直しをお願いします。

ただし、播種時期を変えずに田植時期だけを遅らせて老化苗を移植しても、出穂期は遅くならず、効果は期待できません。

ヒノヒカリ田植誘導マップ



はえぬき田植誘導マップ



注意) 気象は年次変動があります。田植誘導マップは1等米になる確率が高くなる田植時期を示していると考えてください。

田植を遅らせるためには、池のゆる抜きを遅らせるなどの対応が必要になります。

地域の米の食味・品質を良くするために生産者全員で、考えて、話し合う機会を持ってはどうでしょうか。

～小麦(さめきの夢2000)の販売単価が変更になります!～

輸入小麦の政府売渡価格の改定に伴い、23年産の小麦の販売単価が18.5%上がります。

○ 現行 52,120円/トン → ○ 改定後 61,762円/トン

(60kg換算単価: 3,127円 → 3,706円) (平成23年4月から9月の23年産小麦が対象: 単価は税込み)

※今後、小麦単価は輸入小麦の政府売渡単価の改定に伴い、平成23年10月、平成24年4月に改定となる予定です。

※はだか麦については、価格改定の対象とならないため、57,211円/トン (60kg換算単価: 3,432円) で変更ありません。

●内容に関するお問い合わせ先／

香川農政事務所

農政推進課

TEL: 087-831-8151

食糧部計画課

TEL: 087-831-8153

香川県農協中央会指導部指導課

TEL: 087-825-2503

香川県農政水産部農業生産流通課

TEL: 087-832-3418

○当資料の「農業者戸別所得補償制度」に係る記載については、発行日現在の情報を基にしたものであり、今後、国がその内容等を変更する可能性もありますのでご注意ください。